

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱運用方針

制定 令和 3 年 7 月 20 日公共交通担当部長決裁

この運用方針は、札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、別に定めるとしているもののうち、費用返還等に関する以下のものについて定めるものとする。

第 18 条関係

第 4 項の別に定める基準は、下記の算出方法のとおりとする。なお、算出により、返還すべき金額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

返還すべき金額＝補助金額×処分日の翌日から要綱第 18 条第 2 項で定める財産処分制限期間満了日までの月数（1 か月未満の端数切捨て）÷36 月

第 19 条関係

第 2 項の別に定める基準は、下記の算出方法のとおりとする。なお、算出により、返還すべき金額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

返還すべき金額＝補助金額×事故日の翌日から要綱第 18 条第 2 項で定める財産処分制限期間満了日までの月数（1 か月未満の端数切捨て）÷36 月